

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公表番号】特表2018-510048(P2018-510048A)

【公表日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2018-502332(P2018-502332)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/346 (2021.01)

A 6 1 B 5/33 (2021.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 1 2 A

A 6 1 B 5/04 3 1 2 Q

A 6 1 B 5/04 3 1 0 M

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年3月26日(2021.3.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の工程を実行するように構成された処理ユニットによって、心腔の異なる刺激点について得られた、心室頻脈を除く、いくつかの表面心電図ECGから、心腔の3次元マッピングで峡部を特定する方法であって、前記工程が

a) 2つの刺激点の表面心電図ECGを比較することによって、それぞれの2つの刺激点について相関係数を判定するステップと；

b) 前記相関係数と前記3Dマッピングにおける前記刺激点の3D座標とに基づいて流域線を特定するステップと；

c) 前記流域線を実質的に横切る3Dコリドーに基づいて前記峡部を判定するステップである前記方法。

【請求項2】

ステップa)の前に、前記3Dマッピングにおいて重なり合ういくつかのボリュームを構成するステップが実行され、これらのボリュームがすべての刺激点を含み、ステップa)が、各前記ボリュームの刺激点の間で実行されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

ステップa)およびステップb)の少なくとも1回の反復が実施され、各反復において、先の前記反復で特定された前記流域線に近い新しい刺激点が使用されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記表面心電図ECGが、12のリード表面心電図ECGであることを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

前記相関係数が、前記12のリード表面心電図ECGに由来するQRS波形から判定されることを特徴とする、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記相関させることが、「テンプレートマッチング」と呼ばれる B A R D アルゴリズムに従って実施されることを特徴とする、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

ステップ a ) が、さらに、これらの刺激点間の前記相関係数のレベルの関数として、刺激点の群を特定するためのステップを含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 8】

同一の色で表示画面に 1 つおよび同じ前記群の前記 1 セットの刺激点を表示することによって、前記群を特定することを特徴とする、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

心腔の 3 次元マッピングにおいて峡部を特定するためのシステムであって、

- 心腔の異なる刺激点について得られた、心室頻脈を除く、いくつかの表面心電図 E C G を生成するための心電計と、

- 以下のステップ：

a ) 2 つの刺激点の表面心電図 E C G を比較することによって、それぞれの 2 つの刺激点について相関係数を判定するステップと；

b ) 前記相関係数と前記 3 D マッピングにおける前記刺激点の 3 D 座標とに基づいて流域線を特定するステップと；

c ) 前記流域線を実質的に横切る 3 D コリドーに基づいて前記峡部を判定するステップと；

を実行するよう構成される処理ユニットと

を含むシステム。

【請求項 10】

さらにアブレーションカテーテルを含むことを特徴とする、請求項 9 に記載のシステム

。